令和８年１１月１０日

報道機関各位

青森県総務部人事課長

県職員におけるフレックスタイム制の拡充について

県では、令和７年１月からフレックスタイム制を導入し、当面は、利用できる者を「育児又は介護を行う職員」として実施してきたところです。

この度、職員の多様な働き方を可能とするため、下記のとおり、フレックスタイム制の対象職員を拡充することとしましたので、お知らせします。

記

１　拡充内容

	現行	拡充後
対象職員	育児又は介護を行う職員	全職員
単位期間	１週間、２週間、３週間又は４週間	下記以外の職員　４週間
		育児又は介護を行う職員 １週間、２週間、３週間又は４週間
適用除外	定年前再任用短時間勤務職員等、育児短時間勤務職員等、交替制勤務職員、会計年度任用職員（フルタイム、パートタイムいずれも）	

２　拡充の開始日
令和８年１１月１５日（日）

３　説明資料
別添のとおり

報道機関用提供資料（連絡先）		
担　当　課		人　　事　　課
担　　当		組織・人事グループ　ＧＭ　立石宏治
電話番号	内線	2031
	直通	017－734－9046
報　道　監		総務部　次長　木村　真一

別添

令和８年１１月１０日
人　　事　　課

フレックスタイム制の拡充について

職員の多様な働き方を可能とするため、フレックスタイム制の対象を原則全職員に拡充します。

実施時期：**令和８年１１月１５日から**

	現　行（R7.1.26～）	拡　充　内　容	
対　　象	育児・介護職員のみ	**全職員（※）**	育児・介護といった実施理由による制限を廃止
単位期間	１週間、２週間、３週間又は４週間から職員が選択	**４週間** ただし、育児・介護職員は、 **１週間、２週間、３週間又は４週間** から職員が選択	この期間を通じて、１週間当たりの勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間等を設定する。

（参考）フレックスタイム制の概要

主な項目	内　　容	備　　考
コアタイム	**１０時～１５時の４時間（休憩の前後２時間ずつ）**	必ず勤務を行わなければならない時間帯
フレキシブルタイム	**７時～２２時**	職員が勤務時間を設定できる時間帯
最低勤務時間数	**４時間**	勤務日において最低必要とする勤務時間数
週休日	**週休３日を選択可（土日＋１日）**	

※定年前 再任用短時間勤務職員等、育児短時間勤務職員等、交替制勤務職員、会計年度任用職員は 対象外